

農業者の皆様へ

～「持続化給付金」の受給要件に注意～

新型コロナウイルス感染症に係る国の支援策「持続化給付金」は、農業者の皆様も申請対象になりますが、受給要件には十分ご注意ください。

○受給要件

「持続化給付金」の受給は、あくまでも新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少していることが要件です。

農林水産省のチラシ(別紙1)では、「持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするために支給するもの」と記載されています。

具体的には、個人農業者の場合は、今年のいずれかの月の事業収入が、年間事業収入を12で割った額(平均月収)の50%以下であれば対象になるとされています。

しかしながら、持続化給付金の受給は、あくまでも新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことが前提です。

中小企業庁のチラシ(別紙2)には、売上減少の理由が新型コロナウイルスの影響によるなどの受給要件を満たした方のみが対象であることが記載されています。

○誤って受給した場合の返還

梶山経済産業大臣は、令和2年10月6日の記者会見で、中小企業庁が調査を開始する前に自主的に返還を申し出た方は、返還いただければ加算金を課さない考え方であると発言しています。

中小企業庁では、受給要件を満たさないのに給付を受けた方へ返還を呼びかけています(別紙2)。

なお、持続化給付金を返還した場合は、県の事業継続支援金も支援対象となりません。

○不正受給は犯罪

中小企業庁の資料(別紙3)では、不正受給と判断された場合の処置として、給付金全額に延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の返還請求や、申請者の氏名等の公表、不正内容が悪質な場合の刑事告発について記載されています。

令和2年11月
和歌山県農林水産部

＜この資料の問い合わせ先＞

農林水産部農業生産局経営支援課

TEL 073-441-2880 (直通)



持続化給付金のお知らせ

～最大100万円が給付されます～

「**持続化給付金**」は、**新型コロナウイルス感染症拡大**により、特に**大きな影響**を受ける事業者に対して、**事業の継続**を下支えするために**支給**するものです。

ポイント

① 税務申告をした農業者が対象になります。

昨年の事業収入額や所得に関する要件はありません。

※ただし、昨年の事業収入について税務申告をしていることが必要です。

- ✓ 2019年の、**確定申告（所得税）** 又は **住民税の申告**の**いずれか**を行って
いれば、申請が可能です。
- ✓ 昨年の事業収入を基に支払われますので、**昨年赤字申告の方も対象**です。

② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、

今年の**いずれかの月の事業収入**が、①で申告した**年間事業収入を12で割った額（平均月収）の50%以下**であれば対象になります。

- ✓ 2020年1～12月の**いずれかのひと月の事業収入**が、2019年の**平均月収**（※）の**50%以下**であれば、次の計算方法を用いて給付額を計算します。
※2019年の平均月収は、**申告書に記載されている年間事業収入を12で割った額**。

給付額の計算方法（上限：100万円）

$$\text{給付額} = \text{2019年の年間事業収入} - (\text{申請対象とする月の収入} \times 12\text{か月})$$

③ パソコン・スマホで申請可能です。対面での申請窓口も設置。

- ✓ 対面での**申請支援窓口**も**全国で設置**されています。
- ✓ 影響の大きい地域では、**農協**も申請支援を行っている場合があります。

※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※ 詳細は、申請要領等をご確認ください。



「**持続化給付金**」
を装った**詐欺**に
ご注意下さい

申請書類

氏名、住所、生年月日、電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 2019年分の**確定申告書第一表**の控え（収受日付印が押してあるもの）※1※2
- ② 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの（**売上台帳、帳面**など）
- ③ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ④ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）

※1 2019年の確定申告書類がない場合は、市町村民税・特別区民税・都道府県税などの申告書類でも申請可能です。

※2 農業者の方は、青色申告者であっても、所得税青色申告書決算書の控えを添付せずに申請することができます。

申請期間・方法

✓ **令和2年5月1日から令和3年1月15日まで**

※ 電子申請の送信完了の締切は、令和3年1月15日の24時まで

✓ 申請は、持続化給付金ホームページをアクセス！

持続化給付金

検索



給付額の計算例

昨年の年間事業収入480万円を12で割った額（平均月収）と比較します！

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	...	12月
	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円		40万円
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	...	12月
	40万円 (±0)	36万円 (▲10%)	20万円 (▲50%)	10万円 (▲75%)	28万円 (▲30%)			

給付額の計算（4月の収入10万円（▲75%の月）を選択して計算）

480万円 - (10万円 × 12か月) = **360万円**

360万円 > 100万円（上限額）

給付額 100万円

※ 対象とする月の収入は、2020年1月～12月のうち、前年の平均月収比で事業収入が50%以上減少した月から、**ひと月を申請者が任意で選択**できます。

相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター **0120-279-292**

【IP電話専用回線】 **03-6832-6631**

※8/31までに申請された方は **0120-115-570** (IP電話専用回線：03-6831-0613)

受付時間 8:30 ~ 19:00 ※日曜から金曜まで（土曜祝日を除く）





持 続 化 給 付 金 を

誤って受給された方へ

持続化給付金は


事業を
実施している


昨年の売上と比べて
今年の売上が
減少している


売上減少の理由が
新型コロナウイルス
の影響による



といった受給要件を満たした方のみが対象です。

ご自身が受給要件を満たさないのに給付を受けた方は
速やかにご返還ください。

まずは以下のコールセンターにご相談ください。

 2020年8月31日以前に申請された方

0120-115-570

 2020年9月1日以降に申請された方

0120-279-292



参考(持続化給付金事務局HP)

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/news/20200911.html>

※中小企業庁による不正受給の調査や警察の捜査が開始されている場合等、返還を受け付けられない場合があります。



持続化給付金の不正受給は 犯罪です!!



事業を実施していないにもかかわらず申請する。



各月の売上を偽って申請する。



売上減少の理由が新型コロナウイルスの影響によらないのに申請する。

上記の行為は

全て犯罪です。

犯罪行為はあなたの人生を狂わせます。

現在「持続化給付金」の不正受給の調査を行っております。

不正は絶対に許しません。

不正受給と判断された場合の処置

- ① 給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の返還請求。
- ② 申請者の屋号・雅号・氏名等を公表。不正の内容が悪質な場合には刑事告発。



経済産業省



中小企業庁

情報提供窓口

不正受給を行っている法人・個人を見つけた場合や、不正受給の勧誘を受けたという場合はこちらまでご相談ください。

持続化給付金コールセンター ※申請時期が不明な場合、いずれかの番号にご相談ください。

☎ 2020年8月31日以前に申請された方

0120-115-570

☎ 2020年9月1日以降に申請された方

0120-279-292